

◎新潟県告示第410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 六箇地区（田麦（立ヶ坂）換地区） 確定測量）
- 2 作業期間 令和元年8月13日から令和2年2月21日まで
- 3 作業地域 十日町市 地内